

(様式第2号)

令和3年度第1回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	令和3年4月27日(金) 14:00 ~ 15:00
場 所	東館3階 小会議室5
出席者	会 長 島田 茂 委 員 岩本 洋子 委 員 伊藤 明子 委 員 大久保 規子(リモート) 委 員 亀若 浩幸  事 務 局 文書法制課 船曳課長, 矢代係長, 藤川主事補
事務局	文書法制課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者全員の賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アの審査請求の案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 非公開の決定
- (3) 議題

- ア 令和2年10月13日付け芦市環第1630号公文書部分公開決定処分に係る審査請求(令和3年1月15日付け)について
- イ 兵庫県森林クラウドシステムの導入について

2 提出資料

3 審議経過

- (1) 令和2年10月13日付け芦市環第1630号公文書部分公開決定処分に係る審査請求(令和3年1月15日付け)について
  - ア 答申し, 本日の審査会をもって審議を終了する。
- (2) 兵庫県森林クラウドシステムの導入について
  - ア 答申し, 本日の審査会をもって審議を終了する。

【議題2】兵庫県森林クラウドシステムの導入について

事務局

この案件は前回協議していただいた兵庫県が新たに導入する兵庫県森林クラウドシステムについての答申です。

現在、兵庫県では県下の市町の森林情報を一元管理し、情報共有できる森林クラウドのシステムの導入を予定しており、芦屋市もそのシステムに参加することを予定しています。そのシステムが、LG-WAN回線を利用し、県が市の情報を随時利用することができることからオンライン結合に該当するとして諮問を受けたものです。

システムの概要ですが、LG-WAN回線内に市と県の森林情報をそれぞれアップロードし、相互に随時利用しますが、そのデータの一部を、個人情報を除いた状態で、インターネット回線を利用して、民間の森林組合等も見ることができるような仕組みとなっております。

前回のご審議で、市一県間のオンライン結合は個人情報の配慮がされているとして容認できるが、民間の森林組合等はどうなのかというご意見がございました。

インターネットで組合が編集・管理できる情報について地域経済振興課へ確認したところ、申請のフォームのようなもので、必要情報を入力し、県や市町に申請するようなものであり、随時データを利用できるという状態には当てはまらないため、オンライン結合には該当せず、諮問は不要ということを確認しております。

また、そこで扱う個人情報についても県とサービス提供事業者との間で取り交わす委託契約の中で、適正な保護についても触れられており、適切に管理されるものと思慮されます。

<答申案朗読>

島田会長

基本的には県と市との間の結合ですので、安全性は担保されるだろうと考えますので容認でよいと思います。

委員

オンライン結合が認められる要件は、個人の権利利益を不当に害するおそれがないことと、公益上の必要性ですので、公益上の必要性についても言及しましょう。

島田会長

ご意見を踏まえて答申案を修正し、本日付けで答申しましょう。  
それでは、本日の審査会を終了します。

4 開会